

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名		違法駐車防止事業			事業コード	0109
担当課等	所属名	市民部 市民活動推進課			担当係名	
	課長名	市民部 市民活動推進課	担当者名	市民部 市民活動推進課	電話番号	2113

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	安全な暮らし	コード 2	施策	市民生活を守る安全対策の充実	コード 3
	基本事業	交通安全の推進	コード 1			関連予算 費目名
	特記事項					
	事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度				⇒(開始年度 平成4年度～)
事務事業の概要	市内4箇所の重点地域において、違法駐車防止活動を実施した。					
根拠法令等	盛岡市違法駐車等防止条例					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
繁華街を中心とした違法駐車車両により歩行者の安全と円滑な交通流を確保することが困難になったため、平成4年に盛岡市違法駐車等防止条例を制定した。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
平日に加え、夜間・土日においても活動要望がある。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
改正道路交通法の施行により、違法駐車取締り事務の一部民間委託が始まった。また、交通事情・道路環境が変化している。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	市内4箇所の重点地域における違法駐車車両	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 市内4箇所の重点地域における違法駐車状態車両数	単位	台
				B.	単位	
				C.	単位	
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) 駐車指導専門員による広報・指導・助言活動を行った。 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 駐車指導専門員による広報・指導・助言活動を行う	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 啓発日数	単位	日
				B. 指導・助言回数	単位	回
				C. チラシ配布数	単位	枚
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	市内4箇所の重点区域内における違法駐車状態車両の防止	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 瞬間路上駐車台数合計 【指標の性格:○ 上げる ● 下げる ○ 維持する】	単位	台
				B. 移動車両台数 【指標の性格:● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	台
				C. 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	交通事故から守られる	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	人口1万人当たりの交通事故発生件数:当市の数値/全国平均(人口は10/1現在)(単位:%) 人口1万人あたりの交通事故発生件数(単位:件)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	市内4箇所の重点地域における違法駐車状態車両数	台	21646	21902	21902	15444	15444	15444	26 年度 15444
対象 指標B									年度
対象 指標C									年度
活動 指標A	啓発日数	日	192	216	216	175	175	175	26 年度 175
活動 指標B	指導・助言回数	回	6457	5680	5680	3972	3972	3972	26 年度 3972
活動 指標C	チラシ配布数	枚	2561	2323	2323	1703	1703	1703	26 年度 1703
成果 指標A	瞬間路上駐車台数合計	台	21646	21902	21902	15444	15444	15444	26 年度 15444
成果 指標B	移動車両台数	台	1903	1872	1872	1025	1025	1025	26 年度 1025
成果 指標C									年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	4,187	3,902	4,207	4,025	4,212	4,212	*****
財源 内訳	④国	千円							*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	4,187	3,902	4,207	4,025	4,212	4,212	*****
	⑧その他	千円							*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	4,187	3,902	4,207	4,025	4,212	4,212	*****
	延べ業務時間数	時間	40	40	40	40	40	40	*****
	職員人件費 (B) (臨時職員賃金は、事務費に含む)	千円	160	160	160	160	160	160	*****
	トータルコスト (A) + (B)	千円	4,347	4,062	4,367	4,185	4,372	4,372	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☒ 類似事業がある ☐ 類似事業がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を節減できる余地はありますか？	☒ 削減余地がある ☐ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
公平性評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 違法駐車防止に向けた取組みは、市の啓発活動の区域と警察が民間委託した駐車監視員の巡視する区域の大半が重複することから、有効かつ効率的な事業実施のためには警察との情報交換や調整が不可欠である。 ②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 違法駐車監視員制度の定着、当事業の助言数における協力台数の割合も徐々に増えている(平成22年度は活動員減員や東日本大震災の影響により減少)。しかし、違法駐車車両の台数を現状維持しさらなる違法駐車減少を目指すために、依然として、取締のほか行政として違法駐車防止啓発活動を続けていく必要がある。一方で、道路事情・交通環境が変化し、車両が集まる場所が変わってきていることから、重点地区の見直し等に取り組まなければならない。
---------	---

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 <table><tr><td>① 必要性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>② 有効性</td><td>○ 妥当</td><td>● 見直し余地あり</td></tr><tr><td>③ 効率性</td><td>○ 妥当</td><td>● 見直し余地あり</td></tr><tr><td>④ 公平性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr></table>	① 必要性	● 妥当	○ 見直し余地あり	② 有効性	○ 妥当	● 見直し余地あり	③ 効率性	○ 妥当	● 見直し余地あり	④ 公平性	● 妥当	○ 見直し余地あり	(2)全体総括(振り返り、反省点) 市内の中心部4箇所を違法駐車防止の重点地区に定め注意喚起を行ってきたが、平成18年6月から警察で民間による駐車監視員制度を導入した際、重複区域が発生したため警察との調整を取りながら実施している。
① 必要性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
② 有効性	○ 妥当	● 見直し余地あり												
③ 効率性	○ 妥当	● 見直し余地あり												
④ 公平性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
今後の方向性と改革改善案	(3)今後の事務の方向性(改革改善案) <table><tr><td>☐ 終了</td><td>☒ 継続</td><td rowspan="3"> → ☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☒ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携 </td></tr><tr><td>☐ 廃止</td><td>☐ 休止</td></tr></table> ↓ 方向付けの理由と改革改善の内容 重点地区のうち大型小売店が撤退していた都南地区は家電量販店が出店することとなったが、開店後は違法駐車の状態を注視するとともに、盛南地区などの交通量が増加している地域についても調査し、重点地区の見直しが必要かどうか見極める必要がある。違法駐車を取り締まり策として警察が導入した民間駐車監視員制度は、今後増員する予定はないとのことであり、警察と連携しながら違法駐車対策に取り組む必要がある。		☐ 終了	☒ 継続	→ ☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☒ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携	☐ 廃止	☐ 休止							
☐ 終了	☒ 継続	→ ☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☒ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携												
☐ 廃止	☐ 休止													